

令和3年11月25日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和3年11月25日付託分)

総 務 局

## 目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要……………	1
2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例の概要……………	2
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例 の概要【総務局関係】……………	3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その6） 9～10頁 定県第153号議案】

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年 12月	6月	100分の157.5	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の94.5	100分の100.5
	3月未満	100分の47.25	100分の50.25

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の162.5
	3月以上6月未満	100分の97.5
	3月未満	100分の48.75

(4) 施行期日

公布の日。ただし、(3)イについては令和4年4月1日。

【議案（条例その他 その6）12頁 定県第155号議案】

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引下げを行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年 12月	6月	100分の207.5	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の124.5	100分の133.5
	3月未満	100分の62.25	100分の66.75

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の215
	3月以上6月未満	100分の129
	3月未満	100分の64.5

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)イについては令和4年4月1日。

【議案（条例その他 その6）13～14頁 定県第156号議案】

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

令和3年10月14日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」の一部改正（第15条関係）

(ア) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分		支給月	改正	現行	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計
再任用職員 以外の職員	一般の職員	令和 3年 12月	100分の112.5	100分の127.5	2.075月（現行2.225月）
	特定幹部職員		100分の92.5	100分の107.5	
再任用職員	一般の職員	12月	100分の62.5	100分の72.5	1.075月（現行1.175月）
	特定幹部職員		100分の52.5	100分の62.5	

(イ) 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分		支給月	支給割合	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計	
再任用職員 以外の職員	一般の職員	6月	100分の120	2.15月	年間4.3月 （現行4.45月）
	特定幹部職員		100分の100		
再任用職員	一般の職員	12月	100分の67.5	1.125月	年間2.25月 （現行2.35月）
	特定幹部職員		100分の57.5		

イ 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正（第6条及び第8条関係）

(ア) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	改正	現行
令和3年12月	100分の157.5	100分の167.5

(イ) 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	支給割合
6月・12月	100分の162.5

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ア(イ)及び(2)イ(イ)については令和4年4月1日。